

図-1 ごみ重量比(人工物+流木・灌木)

図-2 ごみ重量比(人工物)

② 離島(飛島)

◆性状及び量の見積

飛島西海岸における海岸漂着物等(人工物+流木・灌木。海藻を除く)の重量比は、図-3に示すとおりです。最も多いのはプラスチック類で40%を占めています。次いで灌木23%、流木18%となっています。

漂着物のうち、人工物の重量比は図-4に示すとおりで、プラスチック類が56%と最も多く、次いでガラス・陶磁器類16%、その他(木材等)14%となっています。

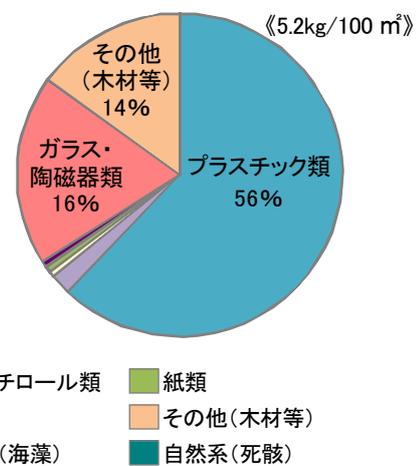
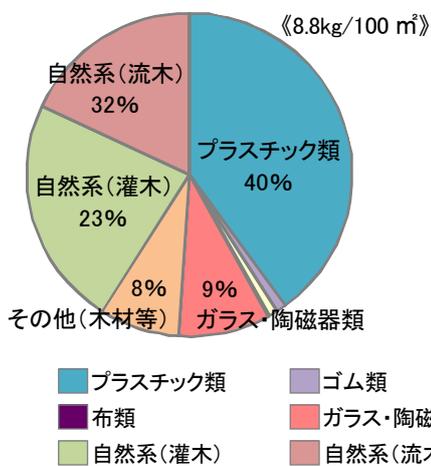


図-3 ごみ重量比(人工物+流木・灌木)

図-4 ごみ重量比(人工物)

◆想定される発生原因

飛島には、他地域、他国からの廃棄物等が多量に漂着しています。



飛島の漂着物 1:
ドラム缶や流木が漂着します。



飛島の漂着物 2:
漁具やポリ容器、流木が漂着します。



処理困難な漂着物等 1:
信号弾(H22.10.21 確認)



処理困難な漂着物等 2:
医療廃棄物(H22.11.12 確認)



処理困難な漂着物等 3:
木材(H23.1.11 確認)



処理困難な漂着物等 4:
ポリ容器(内容物有)(H23.1.28 確認)

(2) 三重県

《鳥羽市答志島(奈佐の浜)における海岸漂着物の状況(2009年11月~2010年10月)》

◆性状及び量の見積

鳥羽市答志島(奈佐の浜)では、調査を実施した8回の平均重量は196kg/100m²、平均容量は1,750ℓ/100m²でした。

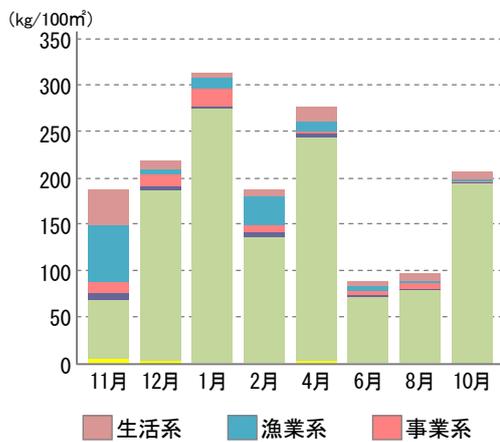


図-5 ごみの重量

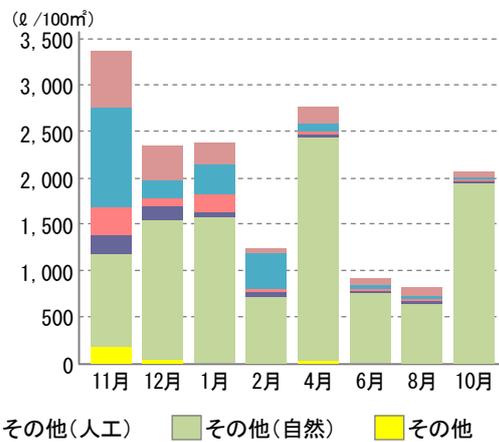


図-6 ごみの容量

◆想定される発生原因

発生原因については、他県市も含め、河川を通じて伊勢湾に流入したごみが海流や季節風の影響により答志島に漂着していることが、環境省のモデル調査で明らかになっています。河川へのごみの流入原因については、自然災害やポイ捨て、ごみ箱や集積所におけるごみの管理が十分でないことによる流出が想定されますが、特定するには調査・検討が必要です。

(3) 山口県長門市

◆性状及び量の見積

山口県長門市では、比較的大型の発泡スチロール類や流木、大きな魚網の塊が多く見られ、ポリ容器の漂着も多いです。海岸によっては海藻が大量に堆積しています。

漂着物の構成は、発泡スチロール類が3割、プラスチック類が3割、流木・木材が3割、その他1割と推定されます。

表-1 主要海岸における回収実績

海岸名	海岸延長	可燃物	不燃物	漁網等	流木	実施日
油谷小浜～油谷大浜海岸	3,710	(581m ³) 20,130	(4m ³) 330	(96m ³) 1,4820	(74m ³)	H21.6～7、12
和田ノ浜海岸	1,200	3,220	70	—	(45m ³)	H22.7～10
静ヶ浦、中ノ浦、船越	500	1,210	80			H22.7.4
波の橋立	1,200	600	50			H22.7.4
さわやか海岸	520	2,060	20			H22.7.4
床ノ浜、只ノ浜	1,892	2,410	180			H22.7.4
小松原海岸	1,200	750	40			H22.7.4
野波瀬海岸	850	1,980	35			H22.7.4
飯井海岸	280	400	25			H22.7.4
小島海岸	800	800	40			H22.7.4
二位ノ浜	350	1,650	70			H22.7.4
大浦海岸	750	2,060	170			H21.5.9
香津ノ浜	800	1,770				H22.6.4

◆想定される発生原因

長門市は、本州において韓国に最も接近している地域の一つであり、ハングル文字標記のポリ容器や大型発泡スチロールの漂着が多く、ハングル文字で標記されたブイをつけた漁網などの漁具等も多く見られることから、陸上あるいは漁船から投棄されたものが海流、偏西風の影響により漂着しているものと推測されます。

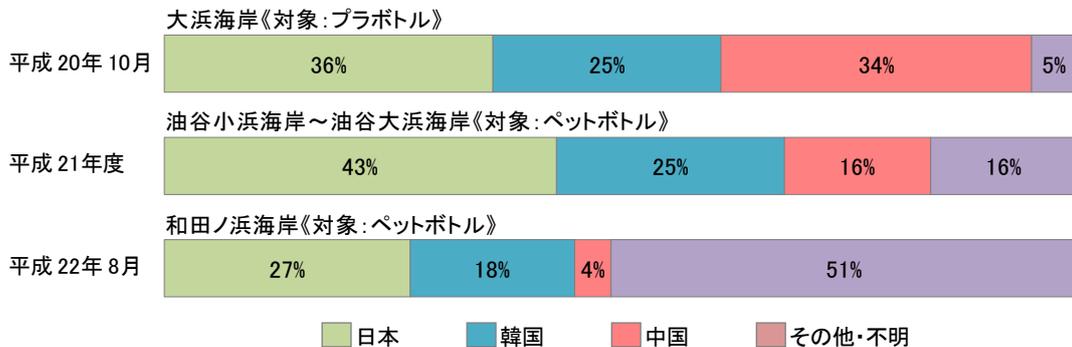


図-7 調査機会ごとの発生源割合

まとめ 地域における漂着物の現状(性状、量の見積、想定される発生原因)

- 山形県では、広範囲かつ湾奥にも大量に漂着しています。主な漂着物は、ポリ容器、注射器等危険物、アシ、ヨシ、灌木、流木などで、河口部には生活系のごみが大量に漂着しています。飛島では、他地域、他国からの廃棄物等が多量に漂着しています。
- 三重県では、河川を通じて伊勢湾に流入したゴミが答志島に漂着しています。河川へのゴミの流入は、自然災害やポイ捨て、ゴミ箱や集積所の管理の不十分が原因と推測されます。
- 山口県長門市では、他国のものと思われる発泡スチロール類や流木、魚網の塊、ポリ容器が漂着し、海岸によっては海藻が大量に堆積しています。陸上・漁船から投棄されたものが漂着していると推測されます。

3 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題

(1) 山形県

① 全域

流木、漁網及び内容物の入ったポリ容器の処理が困難です。

② 離島(飛島)

徒歩又は船舶でしかアクセスできない海岸に流木、漁網等大型のものが漂着しています。また、海岸に漂着したごみが季節風などにより海岸草地や林地に飛散しています。

(2) 三重県

《鳥羽市答志島(奈佐の浜)における海岸漂着物の状況(2009年11月～2010年10月)》

ごみの量が甚大で、全て回収しきれず再漂流している恐れがあります。回収を実施しても、新たな漂着物がすぐに漂着しています。

離島ではあるものの可燃物は島内で焼却処理していますが、ごみ処理の広域化により当該焼却炉の廃止が予定されています。

(3) 山口県長門市

陸路からの車のアクセスが不可能なため、ごみの搬出が困難な海岸や、船舶でしかアクセスできない海岸にごみが大量に漂着しています。また、処分の費用負担が大きい処理困難物(特に流木)の処理が課題となっています。



長門市北部に位置する大浦海岸の漂着物。



2009年5月の大浦海岸クリーンアップ大作戦には、全国のボランティア、地元住民が集まりました。



海岸線のごみを集めても、収集車が海岸線まで入ることはできません。



そこで、狭く急な坂道を参加者のバトンリレーにより運び出しを行い、清掃活動を終えました。

まとめ 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題

- 山形県では、流木、漁網及びポリ容器の処理が困難です。また、アクセス困難地の漂着物や季節風などにより飛散する漂着ごみへの対策が課題です。
- 三重県では、漂着物の甚大な量に回収が追い付かず、回収実施と新たな漂着の繰り返しとなっています。また、ゴミ処理の広域化に伴う離島の処理施設の廃止が課題となっています。
- 山口県長門市では、アクセス困難地の漂着ごみや費用負担が大きい処理困難物が課題となっています。
- 3事例ともアクセス困難地や離島における回収処分が課題となっています。

4 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容

(1) 山形県

① 全域

- ◆住民：海岸漂着物等の早期回収処理、重量物等処理困難物の回収。
- ◆事業者：漁業者から、漂流物回収費用への財政措置。
- ◆海岸管理者：回収処理に要する財政措置。
- ◆市町村：回収した海岸漂着物等の処理に対する財政措置。

② 離島(飛島)

- ◆住民：海岸漂着物等の早期回収処理。
- ◆海岸管理者：回収処理に要する財政措置。

(2) 三重県

- ◆ごみの量が甚大であり、海岸管理者(県)、地元市の対応できる範囲を超えており支援を求められています。

(3) 山口県長門市

- ◆流木は運搬・保管作業・処分に苦慮しています。野焼きの例外規定を適用し、支障のない範囲で、海岸において焼却処分ができないでしょうか。
- ◆漁網・海藻の処分。

表-2 海岸漂着物処分の問題点

区分	流木	漁具	海藻
回収・清掃	量が多い。水を吸って重い。釘付きのものが危険。砂に埋もれていたりブロックに挟まっていたりして取れない。大きすぎて人手や手間がかかる。	量が多い。かさばる。重い。砂に埋まり取り出せない。網やロープが岩に絡まり取れない。	量が多い。水を吸って重い。悪臭や害虫が発生している。
運搬・保管	量が多い。水を吸って重い。大きすぎて人手や手間がかかる。清掃ボランティアの高齢化により運搬困難。積込・積替が大変。	量が多い。かさばる。重い。車などに積みにくい。積込・積替が大変。搬入道がない。	量が多い。水を吸って重い。集めておくと悪臭がする。積込・積替が大変。
処分	燃やせない。	燃やせない。一般ごみとして処分できない。漁具の引き取りにお金がかかる。	燃やせない。運ぶ場所がない。どこで処分すればいいのかわからない。

まとめ 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容

- 山形県では、事業者、海岸管理者、市町村ともに回収処理に係る財政措置を要望し、住民は早期回収や処理困難物の処理を要望しています。
- 三重県では、漂着物の甚大な量が地方自治体等の対処できる範囲を超えていることから、国の支援を求めています。
- 山口県長門市では、流木の焼却処分に野焼きを適用することを要望しています。

5 処理推進のためにやっている又は今後行う予定の工夫

(1) 山形県

① 全域

- ◆処理が困難な大型の流木の炭化又はチップ化の調査研究（実施中）。
- ◆漁網等のリサイクル再資源化の調査研究（実施中）。

② 離島（飛島）

- ◆流木の島内における再資源化（炭化）を調査研究。

(2) 三重県

- ◆「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」として NPO 等の河川や海岸などでの清掃活動を登録し、河川の上流から下流の連携による清掃を実施しています。この取組に、愛知県、岐阜県、名古屋市にも参加を呼びかけ、各州市の団体とともに実施しています。
- ◆海岸管理者（県）では、「河川・海岸美化ボランティア活動推進事業」として、河川や海岸においてボランティアにより清掃活動を実施する際に、軍手、ゴミ袋等の消耗品の支給や参加者の保険料を負担し、ボランティアによる清掃活動を支援しています。
- ◆答志島の漂着物は伊勢湾内に河川を通じて流出したものが漂着している事が環境省の調査で明らかになっていることから、伊勢湾流域圏において国と地方、地方と地方の連携した発生抑制の取組が必要です。例えば、伊勢湾再生推進会議（事務局：中部地方整備局）での部会の設置や海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を他県と合同で開催するなど。

(3) 山口県長門市

- ◆海岸の環境整備と有効活用を図り「美しく、安全で、いきいきとした海岸」づくりを進めるため、全市民の協力を得て海岸清掃活動を行う「長門市海岸清掃の日」を制定しています。毎年7月に主要な海水浴場において海岸清掃を行い、海岸の景観保全に取り組んでいます。

まとめ 処理推進のためにやっている又は今後行う予定の工夫

- 山形県で実施している海岸漂着物に関する調査研究は、今後の取組の基礎となると考えられます。
- 三重県の河川の上下流域に着目した活動は、海岸漂着物を流出させないという観点からも有効であると考えられます。また、ボランティアの保険料を負担するなどの支援は、ボランティア活動を活発化させ、積極的参加を促進させる有効な手段と考えられます。
- 山口県長門市が清掃活動を実施するために「清掃の日」を制定することは、活動の継続性の上からも有効と考えられます。

6 周辺地方自治体との処理推進のための連携

(1) 山形県

- ◆市町、地域住民等と連携して「**美しいたやまがたの海クリーンアップ運動**」を展開。

(2) 三重県

- ◆「**伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦**」として NPO 等の河川や海岸などでの清掃活動を登録し、河川の上流から下流の連携による清掃を実施しています。この取組に、愛知県、岐阜県、名古屋市にも参加を呼びかけ、各州市の団体とともに実施しています。

(3) 山口県長門市

- ◆平成 20～21 年度の 2 カ年において、海岸線を共有する下関市との連携事業である「**北浦海岸自然環境保全事業（海岸漂着ゴミ実態調査）**」に取組み、両市の海岸における漂着ごみの実態調査を実施しました(図-8)。
- ◆また、この事業の一環として平成 21 年度には「**海ごみサミット**」を誘致し、海ごみ問題の解決の場に参画するとともに、韓国の NPO 等を交え、より効果的な方策等について意見交換を行いました。

まとめ 周辺地方自治体との処理推進のための連携

○3 事例ともに地方自治体や地域住民、NPO 等との連携事業を実施しています。これらの活動では清掃活動や実態調査、情報発信、意見交換を行い、外国の NPO 等が参加することもあり、海岸漂着物への関心を国内外へ広げ、効果的な活動へ発展させようとする姿勢が見られます。

北浦海岸自然環境保全事業(下関市・長門市)

海岸線を共有する下関市と長門市は、郷土の財産を保全するため、連携事業として「北浦海岸自然環境保全事業」に取り組んでいます。

2009年度は、両市において、海岸清掃を実施している学校に協力を依頼し、調査対象とする海岸における漂着ゴミの組成調査を行いました。本調査の結果は(財)環日本海環境協力センター(NPEC)が主催している「海辺の漂着物調査」に従って、市内の小・中学校の児童及び生徒により実施されました。

下関市と長門市の4海岸における回収の結果(種類内訳)

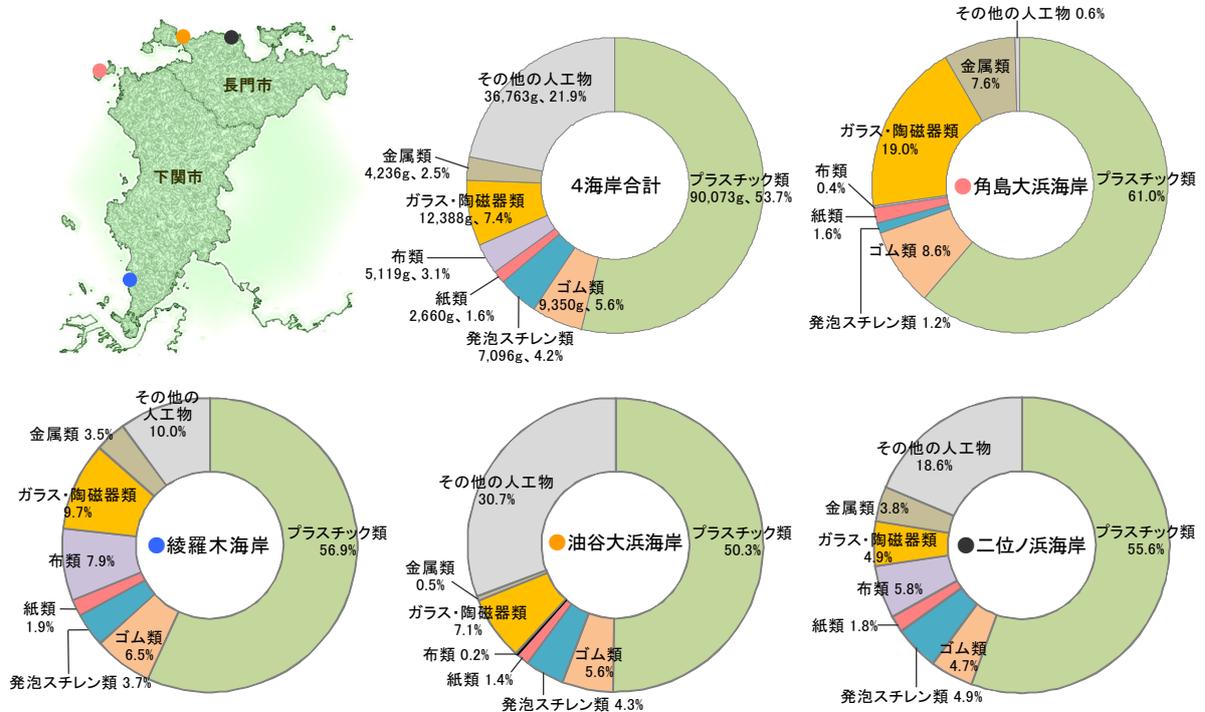


図-8 北浦海岸自然環境保全事業における漂着ゴミの組成調査結果

海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果

平成 23 年 3 月

目 次

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査.....	1
（1）地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第14条関係）.....	2
（2）海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第15条関係）.....	3
（3）海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）.....	6
（4）海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）.....	6
（5）海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）.....	7
（6）ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）.....	10
（7）海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）.....	11
（8）民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第25条第1項及び第2項）.....	14
（9）各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題.....	18

1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された海岸漂着物処理推進法は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした法律である。

環境省では、平成 22 年 9 月に、海岸漂着物処理推進法の施行状況に関して、以下に示す同法第 14～16 条、第 22～23 条、第 25～27 条に関わる事項について 47 都道府県を対象に調査を行った。

本調査結果は、平成 22 年 9 月末時点のものである。

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

第二十二條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

第二十三條 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

第二十六條 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(1) 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第14条関係）

47 都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表 1-1、図 1-1 に示した。

- 策定済みの自治体は 2 県（全体の 4%）のみであった。

表 1-1 地域計画の策定状況

策定状況	自治体数	自治体名
策定済	2	沖縄県、長崎県
策定中	22	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
未策定	23	岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県
計	47	

注：色分けは、平成22年度策定予定、平成23年度策定予定、策定期未定を示す。

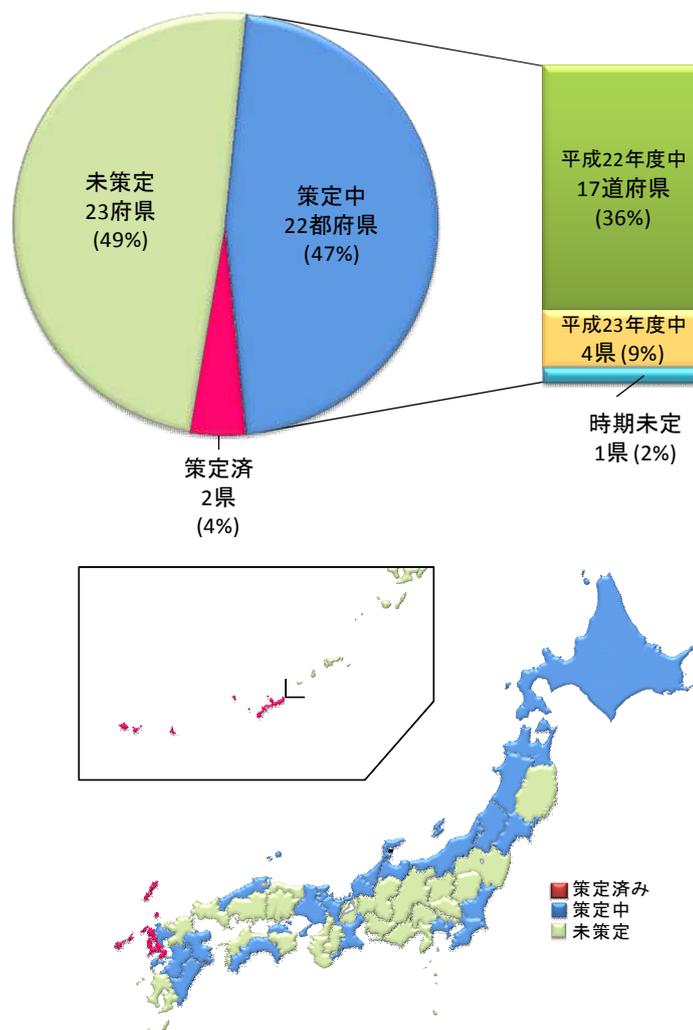


図 1-1 地域計画の策定状況

(2) 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第15条関係）

① 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。また、組織する予定がない理由について表2-2に示した。

- 組織済みの自治体は16道県（34％）であった。
- なお、本調査終了後、秋田県、千葉県、愛知県、三重県において協議会が組織された。（平成23年3月1日現在。環境省調べ）

表2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み	16	北海道、青森県、山形県、富山県、新潟県、石川県、兵庫県、島根県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織していない※1	31	岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県
計	47	

※1：秋田県、千葉県、愛知県、三重県は組織済み（環境省調べ：H23.3.1現在）

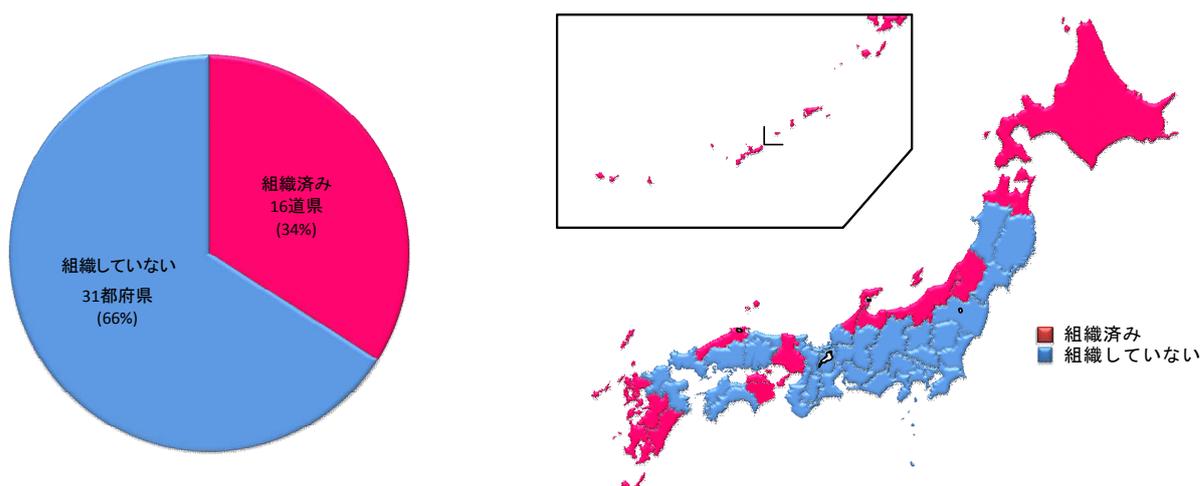


図2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

表2-2 海岸漂着物対策推進協議会を組織しない理由

理由
対象海岸がないため
既存の審議会等を活用
地域計画を策定しないため
協議会を組織する必要性がないため
その他

② 協議会の開催状況

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（16 道県）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況について表 2-3、図 2-2 に示した。

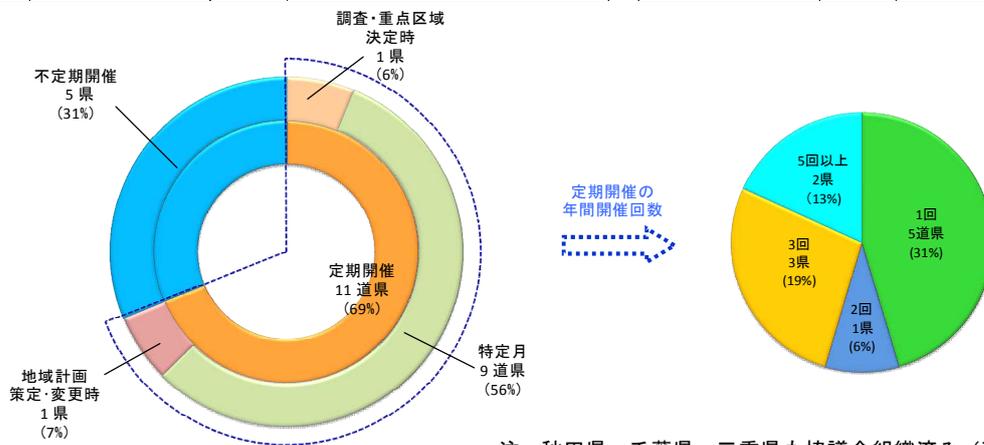
- 協議会を定期的で開催している自治体が 11 道県、不定期開催が 5 県であった。
- 定期開催の自治体のうち、特定月に協議会を開催する自治体がほとんどで、年間開催回数は、1 回が最も多かったが、5 回以上開催した県も見られた。

表 2-3(1) 協議会の開催状況

年間開催時期		自治体数	自治体名
定期的	地域計画策定・変更時	1	鹿児島県
	特定月	9	北海道、山形県、新潟県、石川県、兵庫県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県
	調査・重点区域決定時	1	熊本県
不定期	未定	5	青森県、富山県、島根県、香川県、長崎県
計		16	

表 2-3 (2) 協議会の開催回数

年間開催回数	自治体数	自治体名
1回	5	北海道、青森県、山形県、佐賀県、富山県
2回	1	石川県
3回	3	徳島県、宮崎県、沖縄県
5回以上	2	新潟県、兵庫県
計	11	



注：秋田県、千葉県、三重県も協議会組織済み（環境省調べ：H23. 3. 1 現在）

図 2-2 協議会の開催状況

③ 協議会の構成人数

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（16 道県）の海岸漂着物対策推進協議会の構成人数について表 2-4、図 2-3 に示した。

- いずれの自治体も 40 人未満であり、10 人台及び 20 人台で構成する自治体がそれぞれ 6 県と同数で多かった。

表 2-4 協議会の構成人数

構成人数	自治体数	自治体名
10人未満	0	
10人以上20人未満	6	北海道、兵庫県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
20人以上30人未満	6	山形県、新潟県、石川県、島根県、徳島県、佐賀県
30人以上40人未満	4	青森県、富山県、香川県、熊本県
計	16	

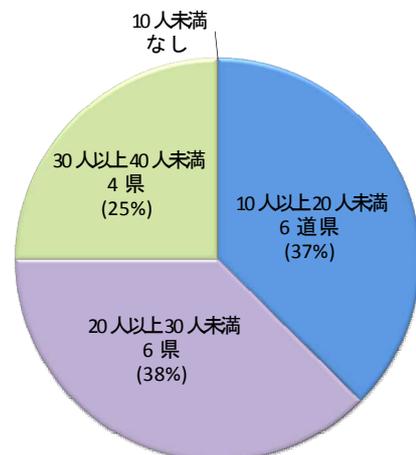


図 2-3 協議会の開催状況

④ 協議会構成員

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（16 道県）の海岸漂着物対策推進協議会構成員の内訳について表 2-5、図 2-4 に示した。

- 県や市町村の行政（自治体）関係者が最も多く（62%）、次いで NPO 法人等の民間団体や地元の漁業協同組合などに代表される関係団体（19%）、学識経験者（6%）で主に構成されていた。

表 2-5 構成員の内訳

16自治体対象	
構成員の肩書き	人数
学識経験者	23
関係団体	73
行政(国)	43
行政(自治体)	237
民間企業	3
その他	5
計	384

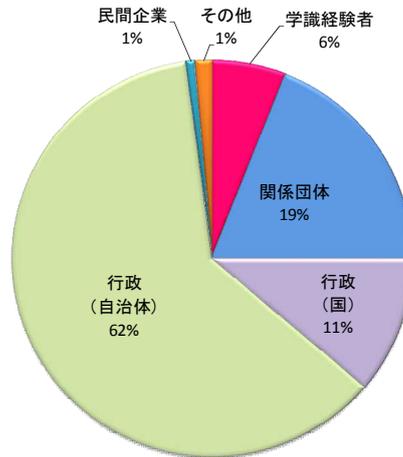


図 2-4 構成員の内訳

⑤ 協議事項

①組織状況において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（16 道県）の海岸漂着物対策推進協議会における協議事項について表 2-6、図 2-5 に示した。

- 「地域計画の作成又は変更に関する協議」は、協議会組織済みの全自治体で行っていた。
- 次いで、「海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整その他必要な事項」についての協議事項が多く、その他に、「海岸漂着物等対策に関わる普及啓発」、「海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理」に関することが続いた。

表 2-6 協議事項

16自治体対象	
協議事項	自治体数
地域計画の作成又は変更に関する協議 (第14条及び第15条第2項第1号)	16
海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、 その他必要な事項 (第15条第2項第2号)	9
海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること	4
海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること	3
その他 (協議会運営、漂着ごみの現状、 今後の調査、調査地区の選定)	4

複数回答

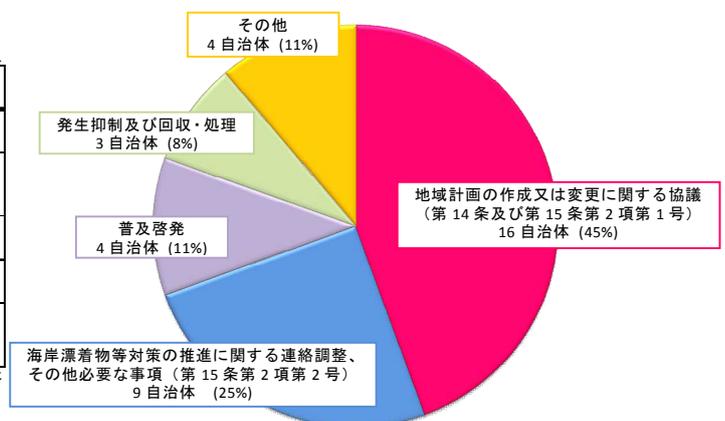


図 2-5 協議事項

(3) 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

① 委嘱状況

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、委嘱済みの自治体は三重県のみであった。

② 委嘱人数等

①委嘱状況において海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した三重県の委嘱人数及び推進員の内訳について表3-1に示した。

- 推進員への委嘱は、学識経験者3人、民間団体1人の計4人であり、アドバイザーとして協議会に参加している。

表3-1 海岸漂着物対策活動推進員の詳細

肩書き	委嘱人数	協議会への参加有無
学識経験者	3	アドバイザーとして参加
民間団体	1	
計	4	

(4) 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、平成22年9月末時点で指定した自治体はなかった。

(5) 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

① 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1、図5-1に示した。

- 全自治体の約50%（23道府県）が既に調査を実施していた。

表5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	23	北海道、青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
実施していない	24	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
計	47	

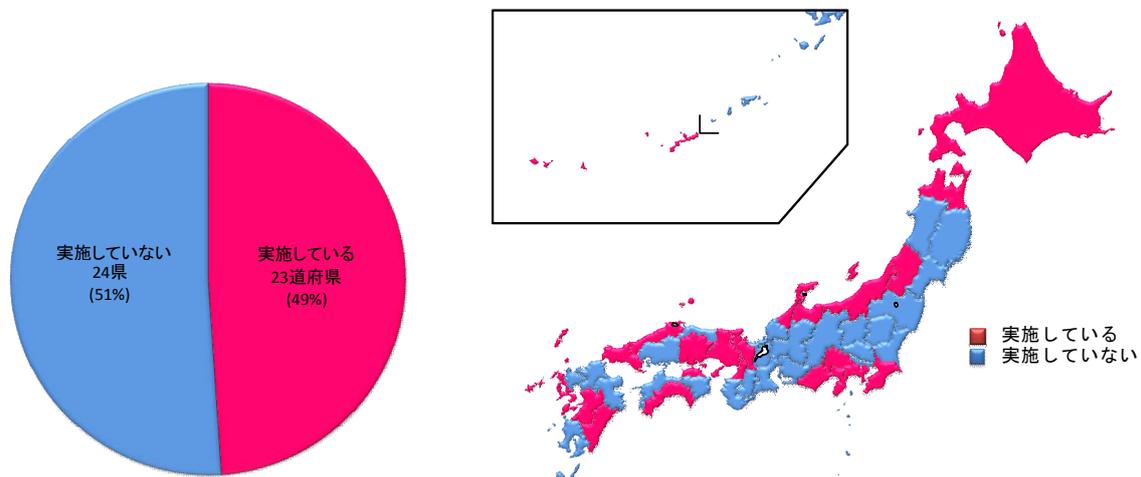


図5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

② 調査内容

①調査実施状況において実施していると回答した自治体（23 道府県）の調査内容について表 5-2、図 5-2 に示した。

- ▶ 漂着物の量・種類に関する調査が最も多く行われていた（13 府県）。その他に、漂着物の写真撮影（4 府県）、市町村等へのヒアリング（4 府県）などが多かった。

表 5-2 調査内容

調査内容	自治体数	自治体名
		複数回答
漂着物の量・種類	13	青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、大阪府、島根県、香川県、高知県、長崎県、沖縄県
発生・漂着状況 (詳細不明)	7	石川県、静岡県、兵庫県、岡山県、山口県、熊本県、大分県
写真撮影	4	北海道、青森県、山形県、京都府
ヒアリング (市町村・NPO等)	4	千葉県、新潟県、熊本県、宮崎県
発生源調査	3	神奈川県、山口県、高知県
地理的状況	2	山形県、岡山県
その他	2	山形県、香川県

その他(内訳)
・土地利用状況(山形県)、ごみマップ作成(香川県)

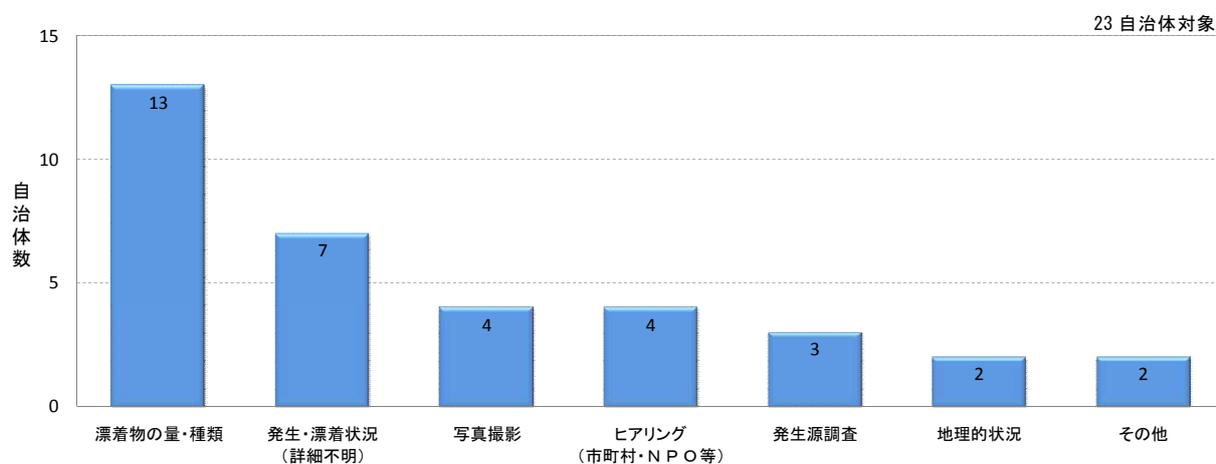


図 5-2 調査内容

③ 調査結果の今後の活用方法

①調査実施状況において実施していると回答した自治体（23 道府県）の調査結果の今後の活用方法について表 5-3、図 5-3 に示した。

- 重点区域・調査区域の選定（8 県）が最も多かった。
- 次いで、地域計画策定への基礎資料としての活用（6 道府県）、回収処理関連（6 道府県）、その他には普及啓発用資料（5 道府県）、発生抑制対策検討資料（2 道府県）など多岐に渡る活用がうかがえた。

表 5-3 調査結果の今後の活用方法

活用項目		自治体数	自治体名
基礎資料 (地域計画)	地域計画策定	6	千葉県、富山県、京都府、岡山県、香川県、大分県
	実態の把握・推定	3	新潟県、富山県、熊本県
重点区域・調査区域の選定		8	青森県、山形県、千葉県、兵庫県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県
回収処理(方法・計画・実施)		6	北海道、神奈川県、石川県、島根県、高知県、沖縄県
普及啓発用資料		5	神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、高知県
基礎資料(地域計画以外)		4	新潟県、富山県、熊本県、長崎県
発生抑制対策検討資料		2	神奈川県、大阪府
その他		2	静岡県、大阪府

その他(内訳)

関係市町に対し、流木等処理事業補助金の活用を打診(静岡県)、海岸漂着ごみに係る事故防止ガイドラインの作成(大阪府)

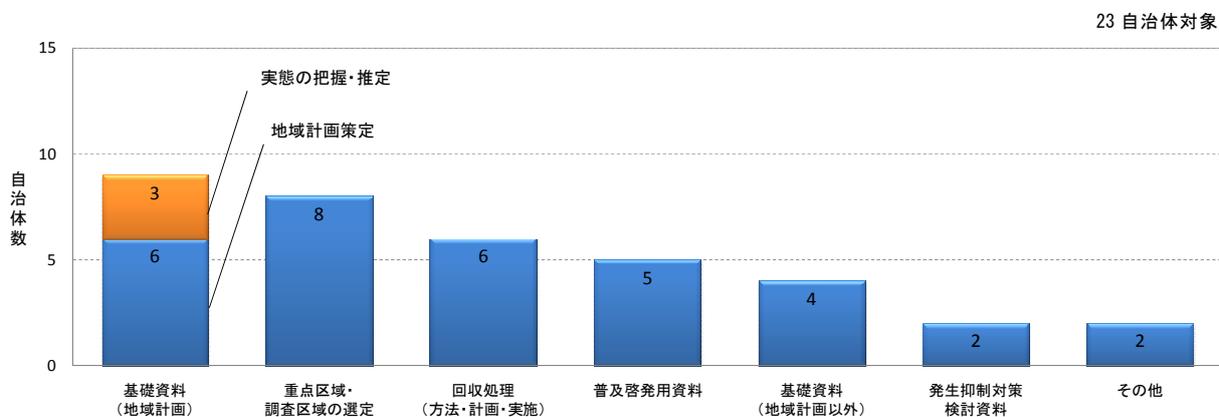


図 5-3 調査結果の今後の活用方法

(6) ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）

各自治体が取組むごみ等を捨てる行為の防止措置の内容について表 6-1、図 6-1 に示した。

- ▶ 普及啓発、監視活動による防止措置が多く、それぞれ全体の 40% を占めていた。
- ▶ 普及活動の内容は、主にパンフレットの配布やポイ捨て看板等の設置、講習会等における指導であった。
- ▶ 監視活動の内容は、ランドパトロール（巡回）が最も多く、その他には指導員・監視団体の設置やカメラの設置などであった。

表 6-1 防止措置

防止措置の内容	自治体数	複数回答 計 (%)
条例の制定	9	9 (6%)
普及啓発	パンフレット等の配布	53 (38%)
	ポイ捨て防止看板等の設置	
	講習会等の指導	
	清掃(不法投棄誘発防止)	
	強化月(週)間の設置	
監視活動	ランドパトロール	58 (42%)
	スカイパトロール	
	指導員・監視団体の設置	
	カメラの設置	
協議会の設置	10	10 (7%)
情報収集・発信(ホットラインの設置含)	6	6 (4%)
その他	4	4 (3%)

その他(内訳)
 不法投棄防止柵の設置(神奈川県、山梨県)、
 ごみの状況把握調査等の実施(福井県)、
 マニュアル(ごみの持ち帰りなど)作成(山口県)

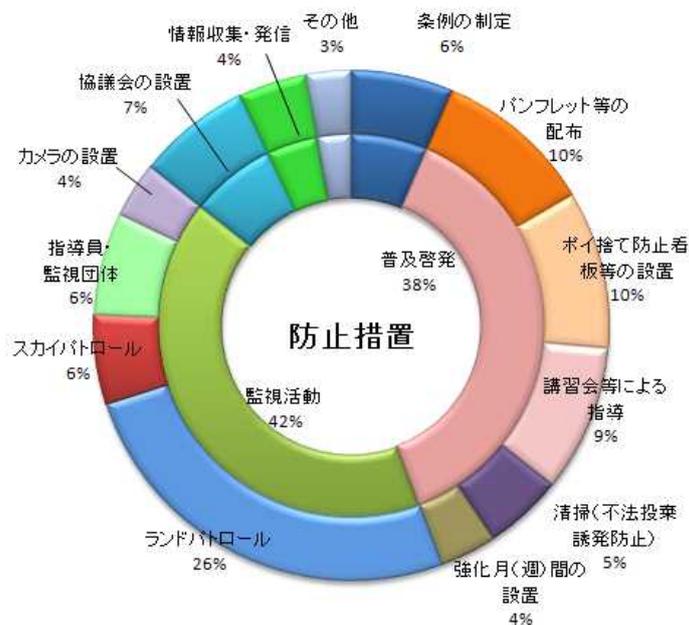


図 6-1 防止措置

(7) 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

① 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発の実施状況について表7-1、図7-1に示した。

- 実施自治体が21府県、実施していない自治体が24都道県であり、実施していない自治体がわずかに上回った。
- 東北地方の日本海側及び中国地方で実施している自治体が多い傾向にあった。また、瀬戸内海沿岸自治体でも実施傾向がうかがえた。

表7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	21	青森県、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県
実施していない	24	北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
未回答	2	愛知県、徳島県
計	47	

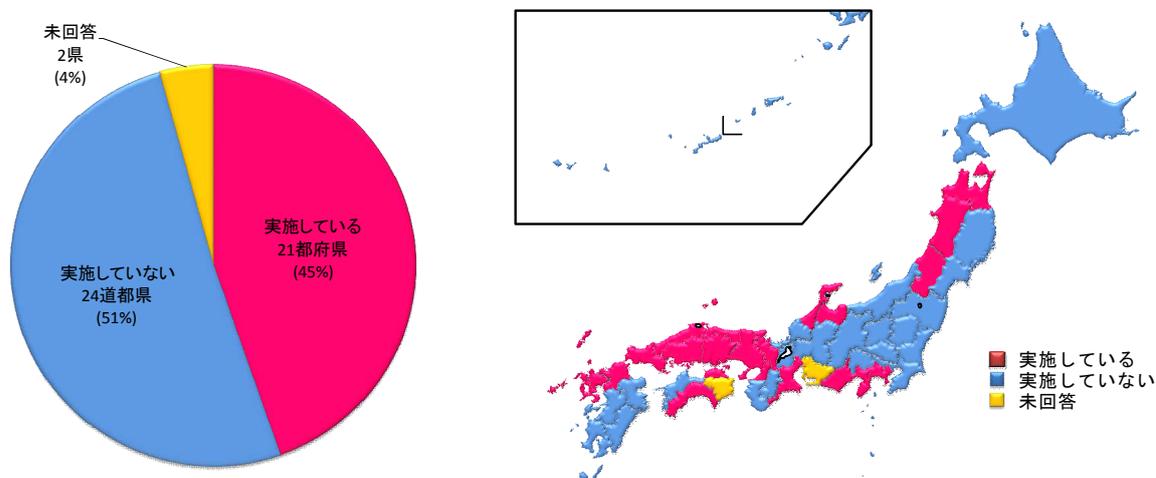


図7-1 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

② 環境教育の推進の実例

①環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体(21府県)において、海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進の実例を表7-2、図7-2に示した。

- ▶ 環境教育を実施している自治体の半数で、海岸河川の清掃活動や調査を通じたフィールドワークにおける環境教育が行われていた。
- ▶ 次いで行政職員(海岸管理者)等による小中学生や住民のための出前講義等が挙げられた。その他に、エコツアーや海底ごみについての調査・見学、漁業体験などもみられた。

表 7-2 環境教育の実施内容

教育内容	自治体数	自治体名	
		複数回答	
清掃・調査(海岸・河川)	12	秋田県、山形県、神奈川県、静岡県、富山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県	
出前講義	7	山形県、神奈川県、富山県、三重県、京都府、岡山県、香川県	
エコツアー(見学会含む)	4	岡山県、山口県、香川県、佐賀県	
海底ごみ調査・見学	2	岡山県、香川県	
漁業体験	1	岡山県	

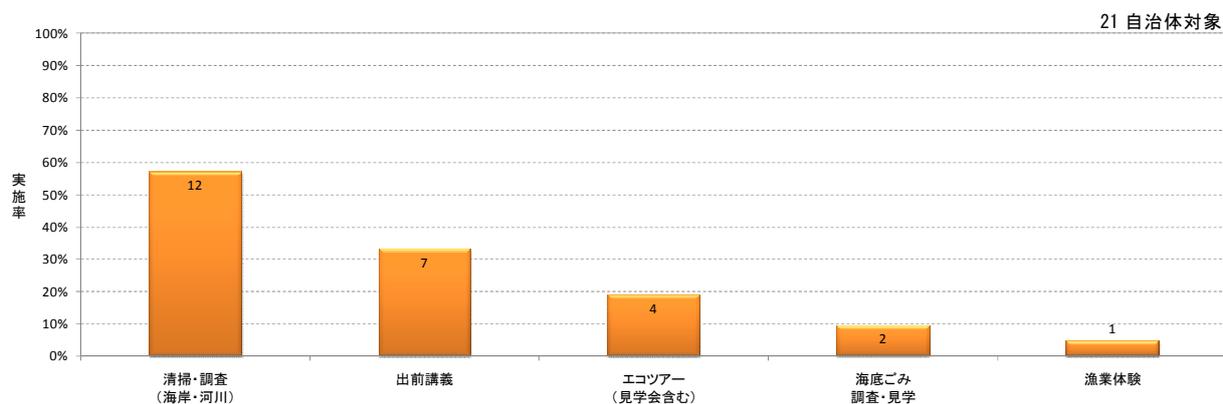


図 7-2 環境教育の実施内容

③ 普及啓発の実例

①環境教育の推進、普及啓発の実施状況において実施していると回答した自治体（21 都府県）において、海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発の実例について表 7-3、図 7-3 に示した。

- ▶ 庁舎や図書館、イベント会場等におけるパネル展示やフォーラム・フェアの開催など、能動的に普及啓発を行う実例のほか、ホームページ等における情報提供が挙げられた。

表 7-3 普及啓発の実施内容

普及・啓発内容	自治体数	自治体名
パネル展示 (庁舎、図書館、イベント会場)	6	三重県、鳥取県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
HPでの紹介 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	5	富山県、岡山県、香川県、高知県、長崎県
リーフレット等の配布	5	秋田県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県
フォーラム・フェアの開催	4	富山県、石川県、山口県、長崎県
報道・広報への情報提供 (調査結果、清掃活動呼びかけ)	4	秋田県、神奈川県、山口県、長崎県
その他	1	広島県

複数回答

その他(内訳)
せとうち海援隊の認定

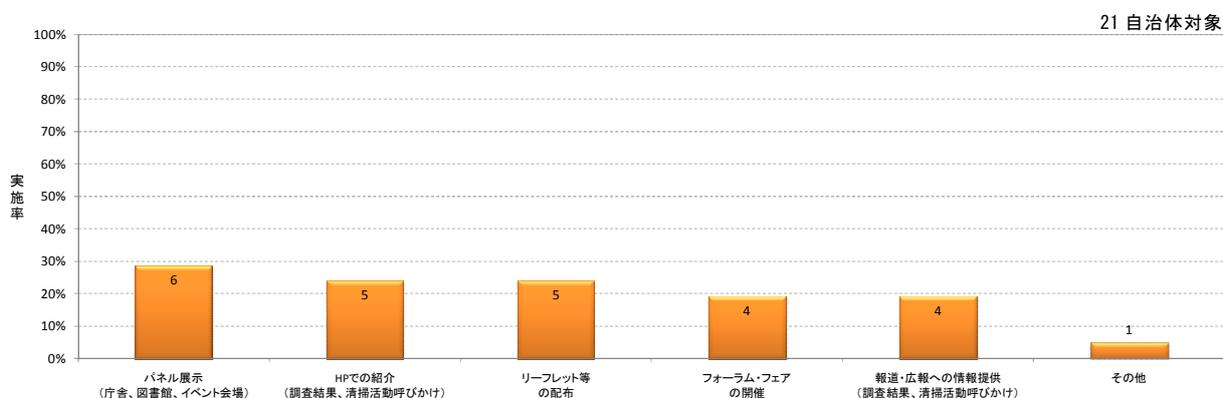


図 7-3 普及啓発の実施内容

(8) 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び

その際の安全性確保のための配慮の実例（法第25条第1項及び第2項）

① 連携・支援実施状況

民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況について表8-1、図8-1に示した。

- ▶ 全自治体の約半数（26道府県）が既に連携・支援を実施していた。

表8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

連携・支援状況	自治体数	自治体名
実施している	26	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
実施していない 又は 予定なし	19	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、愛媛県、熊本県、沖縄県
未回答	2	愛知県、徳島県
計	47	

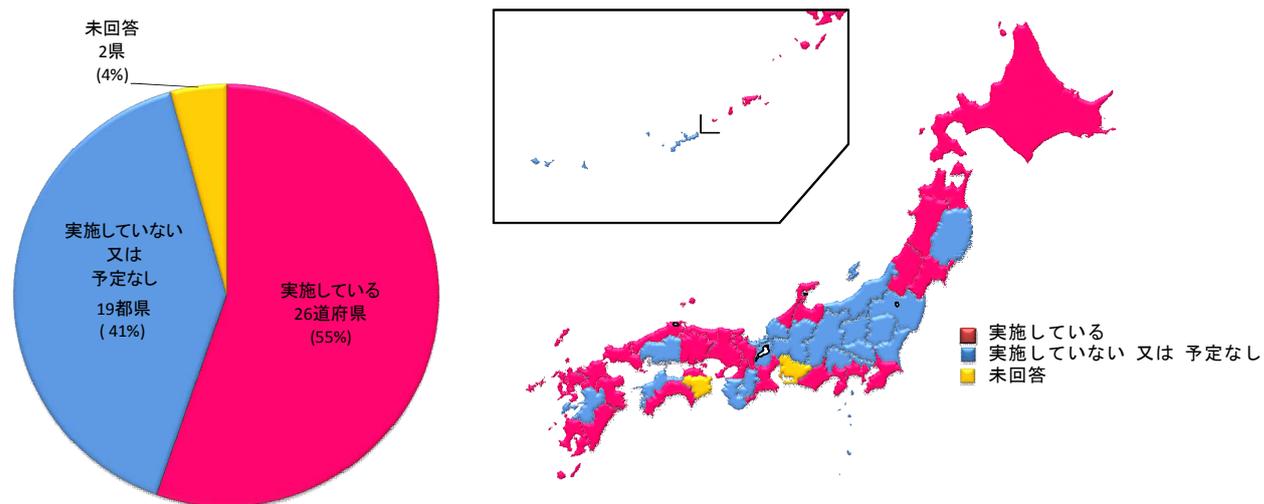


図8-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

② 連携・支援実施例

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（26道府県）の連携・支援の実例について表 8-2、図 8-2 に示した。

- ▶ 清掃ボランティア活動の連携・支援が最も多かった。連携・支援の内容は、資材の提供、ごみの回収・運搬、費用の免除、技術員の派遣などが挙げられた。
- ▶ 次いで、ボランティア活動保険加入の支援が多く、その他には業務の委託連携や講演会の開催・情報提供、アダプト制度※など様々であった。

※ アダプト制度：地域住民、企業、各種団体等の活動団体と行政が連携して美しいまちづくりを目指す新しい制度。
認定を受けた活動団体が一定区間の河川、海岸等を自らの養子（アダプト）とみなして、活動の主役となり定期的な清掃美化活動を行う。行政（県や市町村）は、活動に対し回収費用の負担や資材の提供などの支援を行う。

表 8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

連携・支援の実例	自治体数	自治体名
清掃ボランティア活動の連携・支援 (資材の提供、ごみの回収・運搬、費用の免除、技術員派遣)	22	北海道、宮城県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県
ボランティア活動保険の支援	15	宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
清掃・普及啓発業務の委託連携	5	青森県、秋田県、山形県、岡山県、香川県
講演会開催・情報提供	4	岡山県、山口県、佐賀県、鹿児島県
アダプト制度	3	宮城県、大阪府、岡山県
表彰制度を活用した活動の推奨	2	静岡県、兵庫県
協議会の構成員としての参画	2	北海道、宮崎県
NPO法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1	北海道

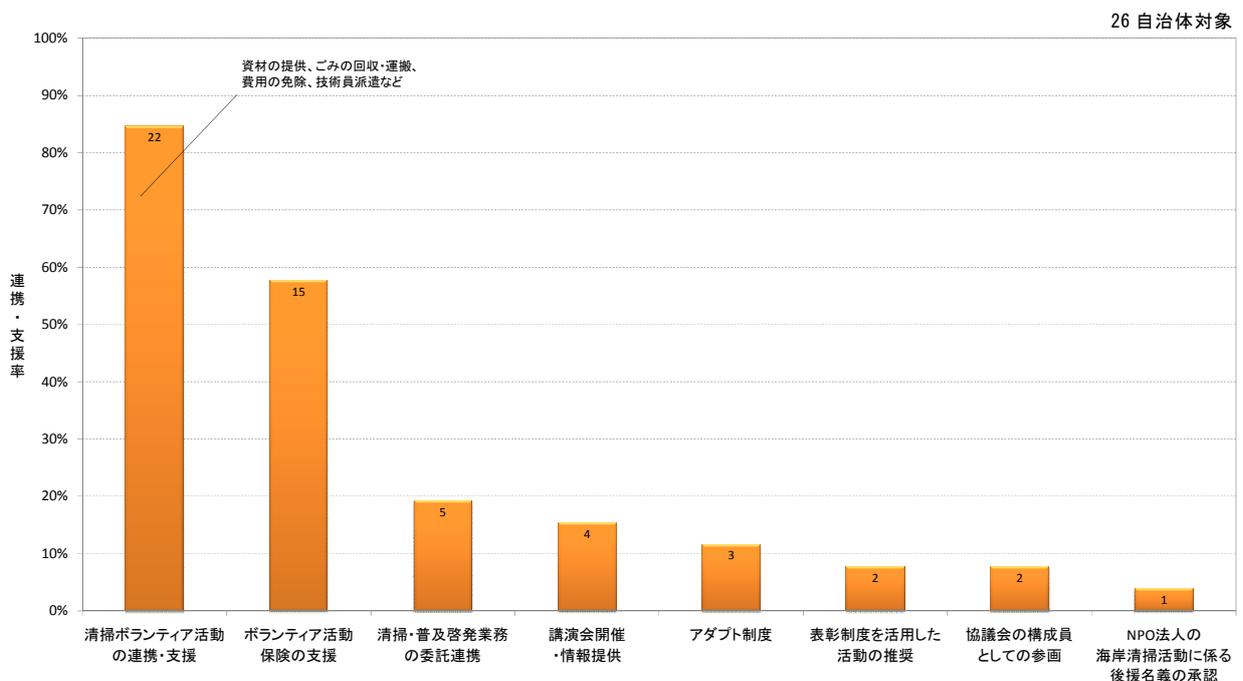


図 8-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実例

③ 安全配慮の実例

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（26道府県）の安全配慮の実例について表 8-3、図 8-3 に示した。

- ▶ ボランティア活動保険の加入が最も多かった。
- ▶ 次いで、危険漂着物の取り扱い方の指導・周知が多く、その他には清掃活動前に対象地区の事前確認（除草も含む。）が挙げられた。

表 8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険の加入	15	宮城県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、静岡県、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
危険漂着物の取り扱い方の指導・周知	4	山形県、神奈川県、山口県、長崎県
清掃活動前に対象地区の事前確認	2	秋田県、長崎県

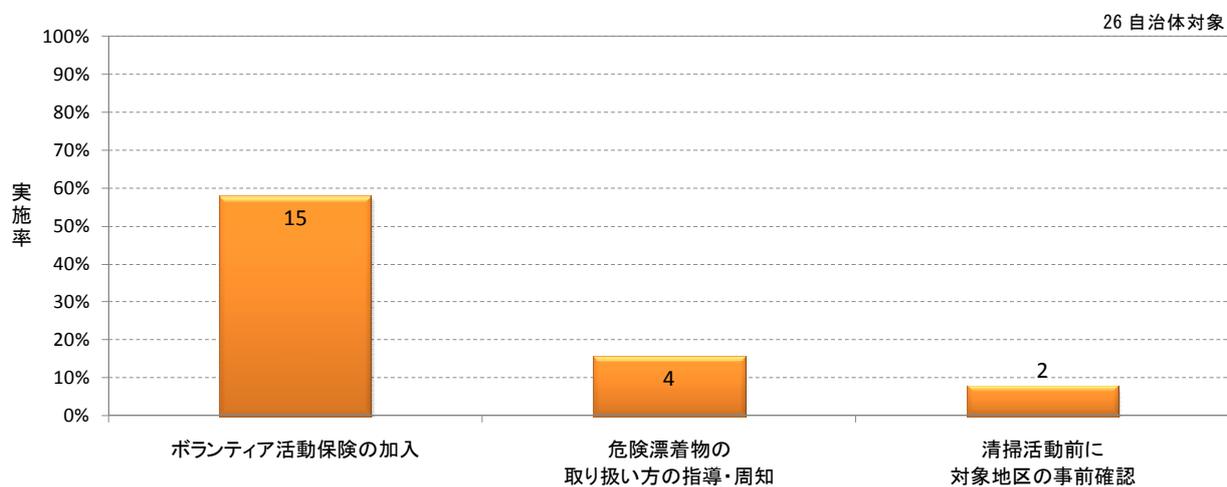


図 8-3 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例

④ 連携が想定される民間団体等

①連携・支援実施状況において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体(26道府県)に対し、連携が想定される団体について表8-4、図8-4に示した。

- ▶ 想定される連携は、NPO等民間団体が最も多く、ボランティア等との協働が想定された。
- ▶ 次に組合や学校及び企業など、地元に関係する団体が想定された。

表8-4 想定される連携先

連携が想定される団体	自治体数	複数回答	
		自治体名	
NPO等団体	22	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県	
組合(漁業・森林等)	7	宮城県、山形県、富山県、三重県、高知県、長崎県、大分県	
学校	4	静岡県、大阪府、高知県、長崎県	
企業	4	宮城県、大阪府、高知県、長崎県	
(社)・(財)法人	3	山形県、富山県、山口県	
自治会等	2	大阪府、大分県	

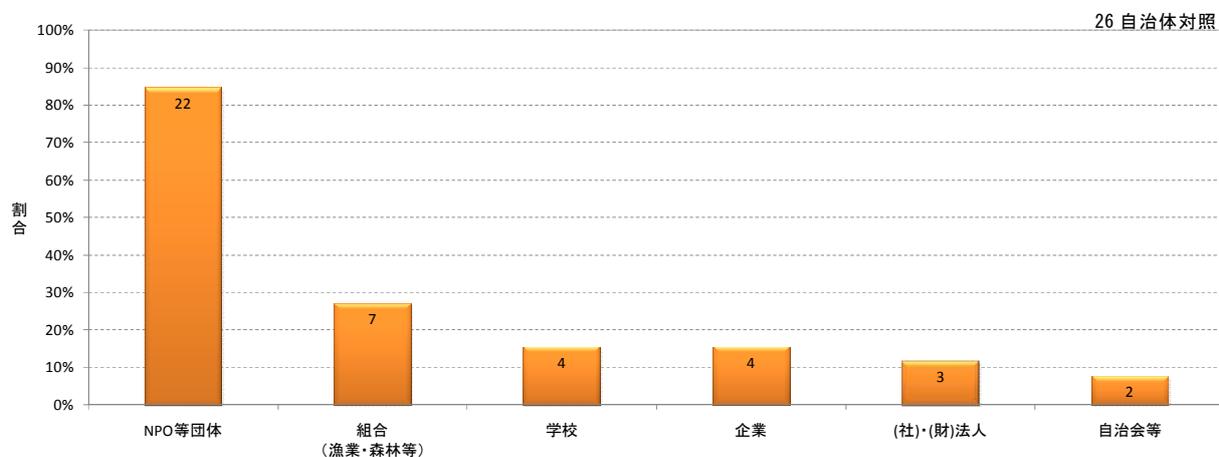


図8-4 想定される連携先

(9) 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめ、表 9-1 及び表 9-2 に示した。

- 平成 24 年度以降の財政上の措置（地域グリーンニューディール基金終了後）に関する課題が多く提議され、継続的な財政支援を求める自治体が多かった。
- そのほか国からの情報提供や関係者間の情報交換、近隣諸国からの漂着ごみにおける発生原因の解明・対策の要請なども挙げられた。

表 9-1 海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての主な課題

課題	自治体数	自治体名
財政上の措置（主に地域GND基金終了後について）	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
財政上の問題（主にボランティアとの協働における費用）	10	北海道、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、香川県、長崎県
国からの情報提供・関係者間の情報交換	4	山形県、茨城県、新潟県、山口県
近隣諸国からの漂着ごみの調査・対策・要請	4	新潟県、島根県、山口県、沖縄県
漂着メカニズム解明のための継続的な全国規模調査	2	新潟県、京都府
海底ごみを対象とした法整備・責任の明確化	2	岡山県、香川県
その他(表9-2参照)	14	秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

表 9-2 海岸漂着物対策の課題（その他課題・要請）

自治体名	課題
千葉県	◆河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。
神奈川県	◆台風時や河川流域の大雨時等には、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があるため、処理の主体について、法制度の中で明確化する必要がある。
新潟県	◆全国規模の海岸漂着物実態調査の実施。 ①海外からの漂着状況 ②都道府県から他都道府県への漂着状況 ③河川ごみからの漂着状況
石川県	◆漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省） ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費（国交省）
山梨県	◆河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。 ◆海岸漂着物の集積と支障の状況、海岸漂着物の発生原因や因果関係の明確化。
愛知県	◆ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。
京都府	◆国民的な取組となるような施策。
兵庫県	◆海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。
島根県	◆海岸管理者の責務の具体的方向性の提示。
山口県	◆回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。
福岡県	◆重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。
佐賀県	◆漂着ごみ問題に関する国の啓発。
長崎県	◆海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。 ◆漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化。

地域グリーンニューディール基金
(海岸漂着物地域対策推進事業) の執行状況

平成 23 年 3 月

目 次

1. 地域グリーンニューディール基金の執行状況.....	1
1) 地域グリーンニューディール基金事業の概要.....	1
2) 基金充当額.....	2
3) これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定.....	3
4) 事業実施上の課題（財政上の措置に関する要望を含む）.....	4
5) 国からの財政措置に係る関係者からの改善点の提案.....	7
6) 事業による海岸漂着物の回収・処理量（16 県(H21)・19 県(H22)）.....	8

1. 地域グリーンニューディール基金の執行状況

1) 地域グリーンニューディール基金事業の概要

環境省は平成 21 年度より「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業（地域 GND 基金事業）」を実施してきた。その趣旨は以下に示すとおりである。

「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業」

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）を都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「都道府県等」という。）に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

基金事業は、補助金により都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う事業である。

海岸漂着物に関しては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として補助の対象を以下のように示している。

「海岸漂着物地域対策推進事業」

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業に対して補助金が交付される。

対象事業の内容は、次のように定められている。

《海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業》

- ① 都道府県が自ら実施する事業であって、都道府県、市町村、地域の関係者等により構成される協議会の運営、地域計画の策定及び地域計画の策定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業。
- ② 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）、海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究。
- ③ 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査、発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業。

2) 基金充当額

平成 21～23 年度の基金充当額は、図 2-1 に示すとおりである。

- 3 年間の充当総額は 59 億 7,739 万円であり、平成 21 年度の執行済額は 2 億 2,756 万円 (3.8%)、平成 22 年度の執行予定額は 29 億 6,676 万円 (49.6%)、平成 23 年度の執行予定額は 27 億 8,307 万円 (46.6%) となっている。
- 3 年間の充当総額における各事業の構成比は、回収・処理分が総額 50 億 643 万円で、全体の 83.8% を占め、地域計画分は 5 億 3,936 万円で 9.0%、発生抑制対策分は 3 億 4,965 万円で 5.8% となっている。

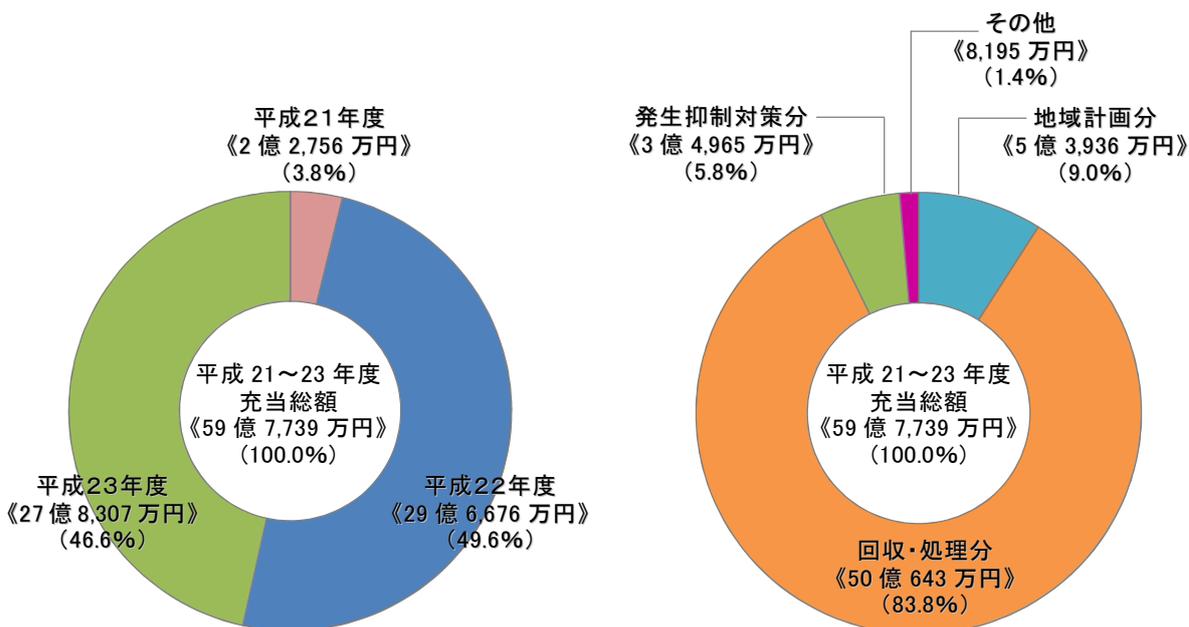


図 2-1 平成 21～23 年度の充当額の状況

3) これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定

平成 21 年度に実施した海岸漂着物地域対策推進事業状況は、図 3-1 に示すとおりである。

- ▶ 執行済の総額 2 億 2,756 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 6,738 万円 (29.6%)、回収・処理分は 34 都道府県で 1 億 5,442 万円 (67.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 576 万円 (2.5%) となっている。

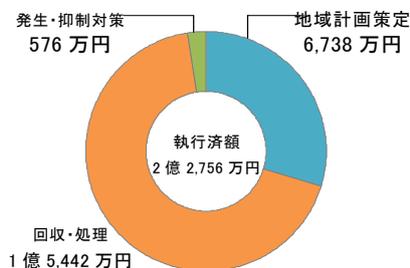
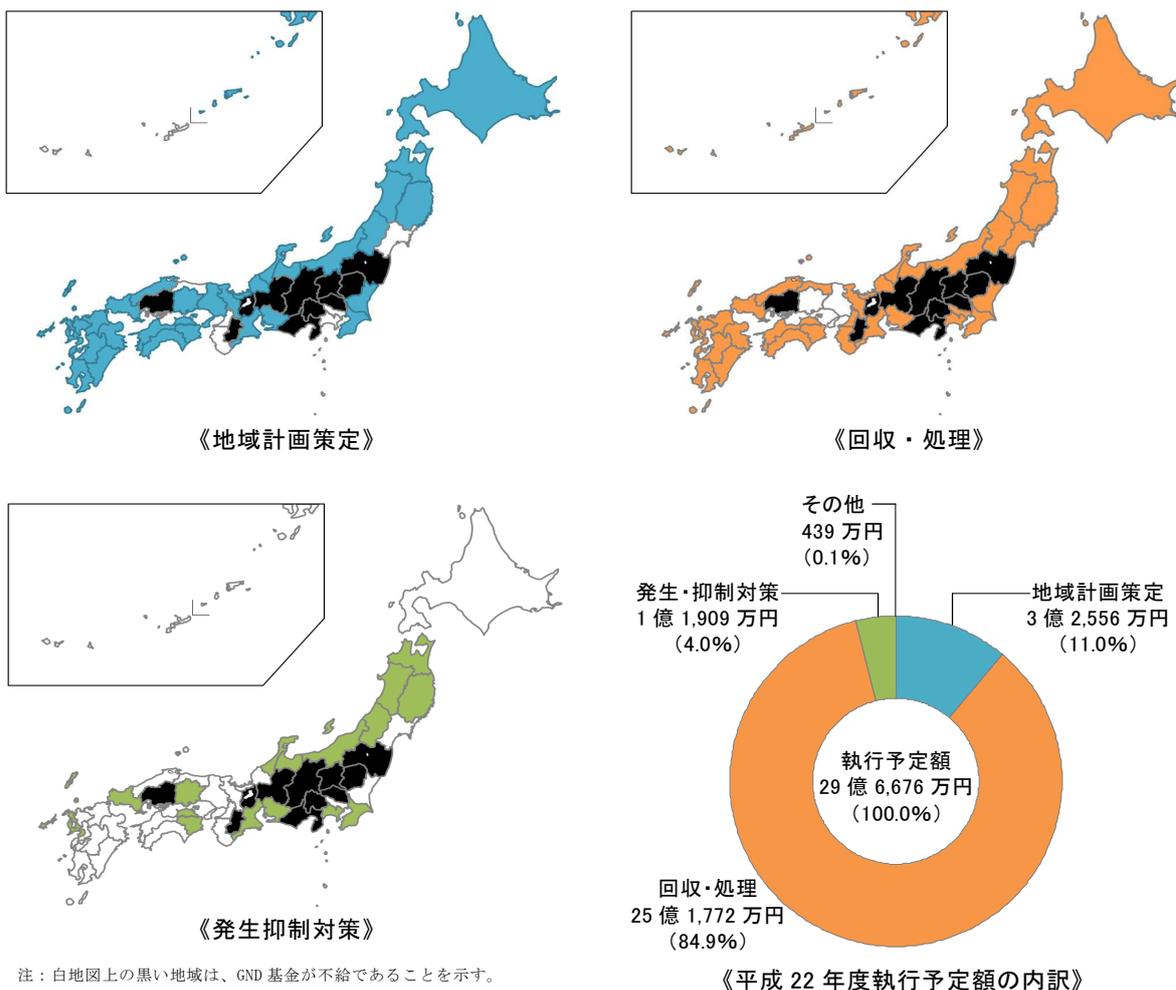


図 3-1 平成 21 年度の執行済額の内訳

平成 22 年度に実施予定の海岸漂着物地域対策推進事業は、図 3-2 に示すとおりである。

- ▶ 執行予定額の総額 29 億 6,676 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 3 億 2,556 万円 (11.0%)、回収・処理分は 34 都道府県で 25 億 1,772 万円 (84.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 1 億 1,909 万円 (4.0%) となっている。



注：白地図上の黒い地域は、GND 基金が不給であることを示す。

《平成 22 年度執行予定額の内訳》

図 3-2 平成 22 年度の事業予定

4) 事業実施上の課題（財政上の措置に関する要望を含む）

平成 21 年 11 月に実施された第 2 回海岸漂着物対策専門家会議では、「海岸漂着物対策の課題と法律等による措置」が示されている。

本資料では表 4-1 に示す事項を事業の課題として整理している。

表 4-1 海岸漂着物対策の課題（第 2 回海岸漂着物対策専門家会議）

項 目	課 題
海岸漂着物等の処理	○予算面も含めた、海岸漂着物の処理に係る体制。 ○離島等の処理困難な地域（不十分な処理施設の整備、アクセス困難による回収難）。
発生抑制	○発生源について未説明。 →効果的な対策を講ずるため発生原因や発生状況の実態把握が必要。 ○海岸漂着物が山・川・海の水の流れを通じて海域に流入。 ①発生抑制については個々の国民が自覚を高め、モラル向上を図ることが必要。 ②陸域で発生し河川を經由して流入するごみへの対策。 ③生活系ごみが多く含まれるとの指摘。事業者によるごみも散見。 ○漂流中のごみの回収は漂着物の発生抑制に資するとの一面も。
外国由来のごみ	○地域差はあるが、外国由来の海岸漂着物が相当程度存在する。 ○一方で、我が国から周辺国の海岸へ漂着するものもある。
対策の推進体制	○多くの関係者がそれぞれの立場で努力しているが、それでもなお処理できない質及び量の海岸漂着物が継続して押し寄せ。また、地域によって発生実態、被害状況、取組意欲に違いも。 ①処理・発生抑制を施策の両輪とし、計画的に継続して取り組むことが必要。 ②多様な主体が連携して取り組む場の必要性。 ③民間団体等が地域におけるコーディネータとして重要な役割。 ○行政における海岸漂着物対策の推進体制。

今回行った地域 GND 基金運用後に実施された都道府県へのアンケートでは表 4-2 及び図 4-1 に示す課題が示された。本表では、自由記述である回答を表 4-1 の項目に沿って分類・整理して示した。

- 海岸漂着物の処理に関しては、全ての自治体が共通して、平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置を課題として提示している（表 4-2 参照）。また、海岸漂着物の処理主体の明確化が求められている。
- 発生抑制に関しては、発生源解明のための調査や漂着メカニズムの解明が課題となっているほか、国民各自のモラル向上に資する国の施策・啓発の必要性、河川上流及び河口部における対策の明確化が求められている。さらに漂着ごみだけでなく、漂流ごみや海底ごみに対する対策も課題として提示されている。
- 外国由来のごみに関しては、海外からの漂着状況調査の必要性が挙げられたほか、関係国に対する対策推進や医療廃棄物・廃ポリタンク等の適正処理の要請、関係国との情報交換が必要とされている。
- 対策の推進体制に関しては、船舶等を用いた漂着前の漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化及び事務負担等の軽減の検討が提示されているほか、回収・処理活動に必要不可欠な多様な主体の連携では、事業費に関する懸念とともに、ボランティア等への支援などを含めた弾力的な財政措置が求められている。
- その他に関しては、国からの情報提供・関係者間の情報交換の必要性、先進的な取組事例の紹介等の要望、重点区域に指定する際の数値的指針、目安の必要性が求められている。

表 4-2 都道府県が提示した海岸漂着物対策の課題

項 目		都道府県が提示した課題	
海岸漂着物等の処理	予算面	○平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置。 ○地域 GND 基金充当は、海岸管理者からの委託実施しか認められず、県レベルでは活用しづらい。 ○ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。	
	処理体制	○処理主体について、法制度の中で明確化。	
	処理困難	○漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）。 ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費（国交省）。 ○回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。	
発生抑制	発生源未解明	○海外からの漂着状況調査。 ○都道府県から他都道府県への漂着状況調査。 ○河川ごみからの漂着状況。 ○漂着メカニズムの解明等のための全国的なモニタリングの継続的実施。	
	モラル向上	○国民的な取組となるような施策。 ○漂着ごみ問題に関する国の啓発。	
	陸域ごみ対策	○河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。 ○河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。	
	生活系・事業系ごみ	－	
	漂流ごみ	○海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。 ○漂流ごみ、海底ごみを対象とした効果的な対策。	
外国由来のごみ	外国由来	○海外からの漂着状況調査。 ○関係国に対する対策推進の要請。 ○近隣諸国に対する医療廃棄物や廃ポリタンク等の適正処理の要請や情報交換。	
	我が国から周辺国へ流出	－	
対策の推進体制	処理不能な質・量	○漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討。	
	地域による違い	計画的に継続	○財源が明確化されないと具体的な計画を作成することは困難。
		多様な主体の連携	○民間との協働は、事業費増となるため取り組み難しい。 ○海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。
	民間団体等がコーディネータ	－	
行政における推進体制	○海岸管理者の責務の具体的方向性の提示及びそれに見合う財政措置。		
その他		○情報提供・交換等。 ○先進的な取組事例の紹介等、関係機関への支援。 ○重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。	

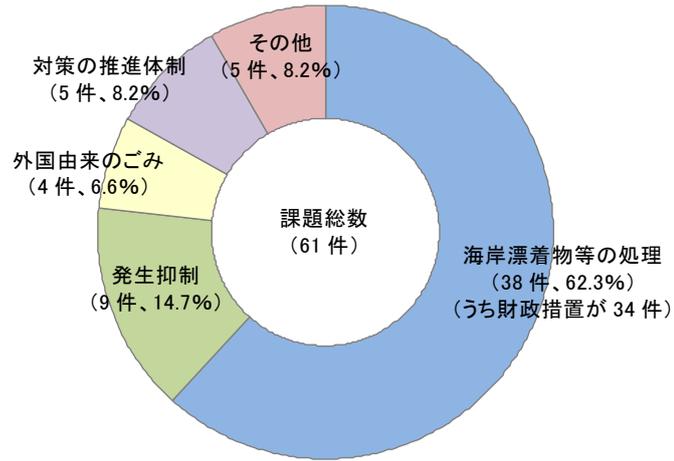


図 4-1 都道府県が示した海岸漂着物対策の課題の分類

5) 国からの財政措置に係る関係者からの改善点の提案

国からの財政措置に係る関係者からの改善点を、都道府県へのアンケートから整理して表5-1に示した。

- NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携に係る支援の充実、地域 GND 基金の交付範囲の明確化、上流地域における湖沼等の清掃活動に係る財政支援、補助要件の緩和、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設など、地域の実情に応じた改善点が提案されている。

表 5-1 国の財政措置に係る改善点の提案

改善点の提案	キーワード
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域 GND 基金の交付範囲を至急明確にすべき。(民地・海岸保全区域・一般公共海岸・他の法令の規定により管理を行う区域) ◆台風等の災害時で緊急性を要する状況に対し、市町村等が即時に対応が可能となる基金の運用等の支援策を行うべき。 ◆財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化すべき。 ◆発生源が不明な海岸漂着物については、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があることから、その費用の負担のあり方については、さらに法制度の中で明確化すべき。 ◆本県での海岸漂着物の回収・処理は、適切な役割分担のもと、地元市町村やボランティアと連携・協力し実施していることから、県(海岸管理者)が海岸漂着物の回収・処理を主体的に行う市町村に対して、GND 基金を活用した補助が実施できるよう、GND 基金の制度を改正すべき。 ◆河川等流れ込む流木や、葦、藻等の自然物(草木類:非魚類)の処理費用について、GND 基金事業の対象となるように補助対象を緩和すべき。 	GND 基金の交付範囲
<ul style="list-style-type: none"> ◆NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携が不可欠であることから、これらの団体等の活動支援の充実を図るべき。 ◆法律に規定する海岸漂着物対策全般を対象とした財政支援措置を早期創設すべき。特に民間団体が行う回収処理、発生抑制の活動に対する財政支援措置を行うべき。 	民間団体支援
<ul style="list-style-type: none"> ◆当法律では、発生抑制対策についても定めていることから、上流地域における湖沼等の清掃活動についても、国としての財政支援を行うべき。 	発生抑制
<ul style="list-style-type: none"> ◆漂着ごみの処理に係る国庫補助制度について、補助要件を緩和するとともに、補助率を拡大すべき。 	処理の補助制度
<ul style="list-style-type: none"> ◆漂流物及び海底ごみへの財政措置を行うべき。 ◆漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ①水難救護法における漂流物(≒漂流ごみ)の市町村処理費用への助成を行うべき。 ②関係機関が市町村へ引き渡す漂流物について、漂流物の内容物等の特定及び評価を行って引き渡すべき。 ③市町村が実施する漂流ごみの回収処理費用へ財政支援(漂着ごみの発生抑制)すべき。 ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 により、県・市町村防除措置等の要請を行う場合に助成を行うべき。(漂流物のほとんどは、所有者が不明であり、同法第 41 条の 3 による管理者等への費用負担請求は難しい) 	漂流・海底ごみ

6) 事業による海岸漂着物の回収・処理量 (16 県 (H21)・19 県 (H22))

(1) 年度別の海岸漂着物回収量 (平成 22 年 9 月末時点)

平成 21~22 年度 (9 月末時点) の海岸漂着物の回収量は、図 6-1 に示すとおりである。

- 回収量 (t) は、平成 21 年度が 3,203 t、平成 22 年度 (9 月末時点) が 6,202 t であった。

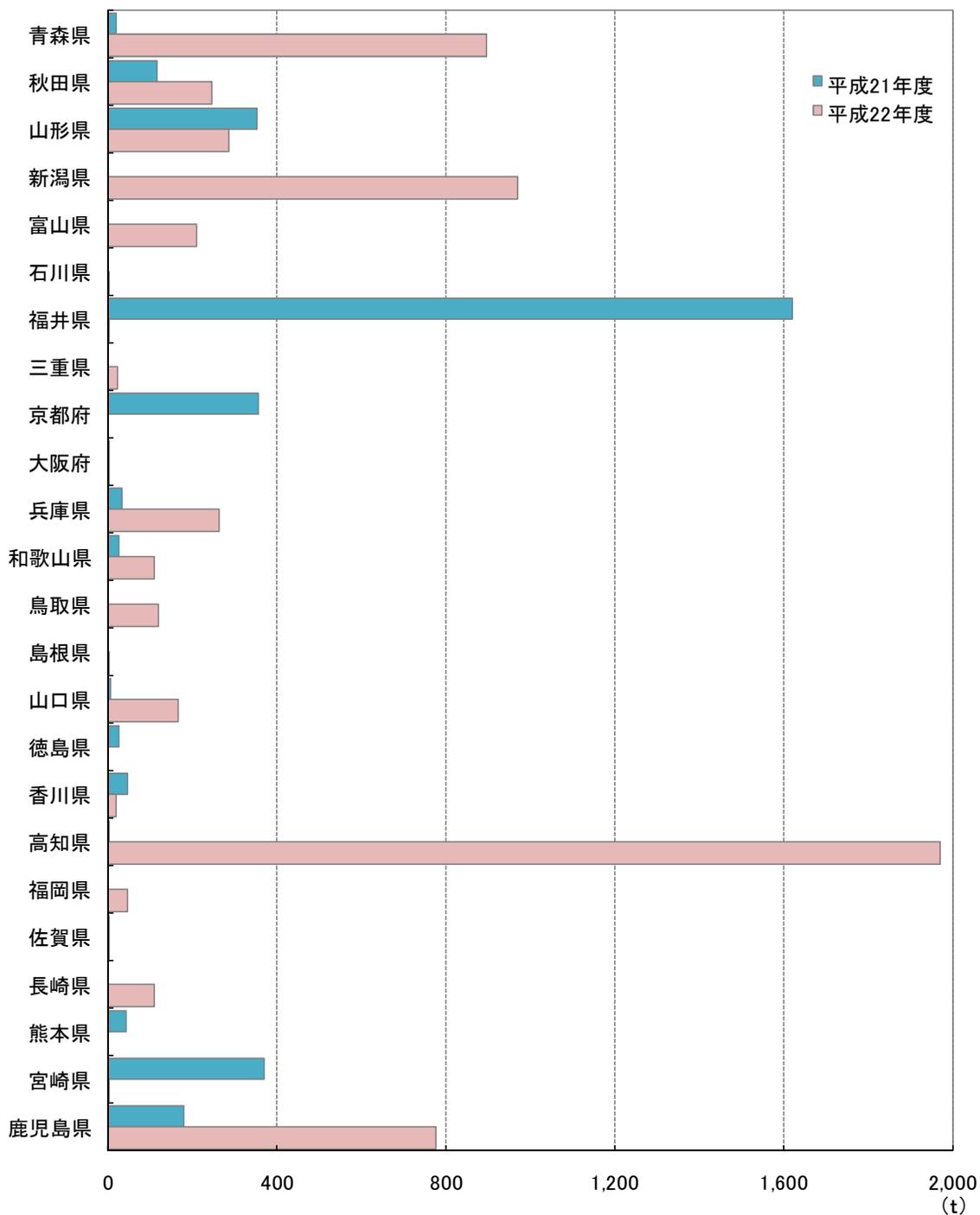


図 6-1 年度別の海岸漂着物回収量

※福井県及び高知県においては、台風及び豪雨災害等によって海岸への大量漂着が発生した地域を含む地域で回収・処理事業を行ったため、回収量の値が大きくなっている。

(2) 回収物の内訳

平成 21～22 年度の回収物の内訳は、図 6-2 に示すとおりである。

- 平成 21～22 年度を通じて、もっとも回収個数が多かった漂着物は、流木・木材であり、このうちの大半が流木である。

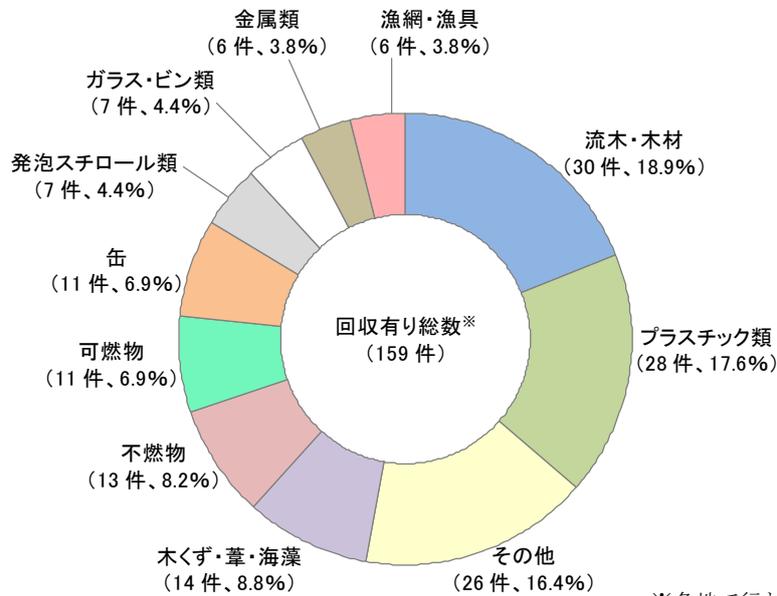


図 6-2 回収物の内訳

(3) 回収理由

平成 21～22 年度の海岸漂着物の回収理由は、図 6-3 に示すとおりである。

- 最も多かった回収理由は、景観上の配慮であり、385 件に達した。次いで多いのが海水浴場で 296 件、観光地 156 件、環境影響 146 件となっている。

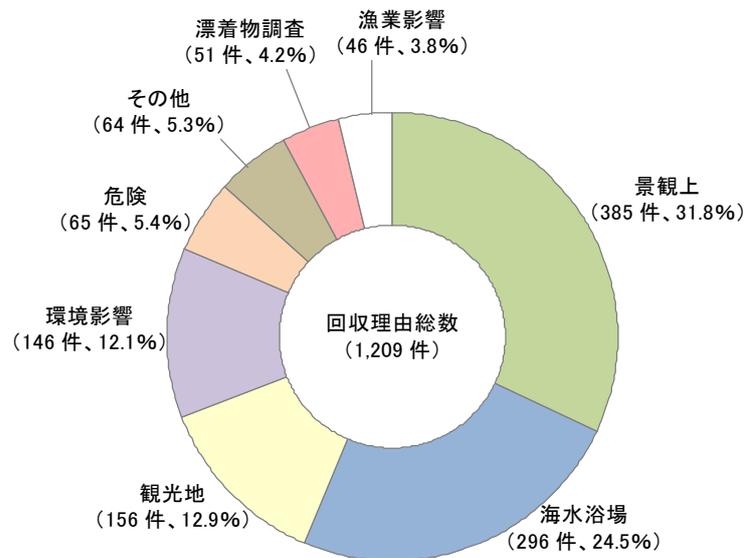


図 6-3 海岸漂着物の回収理由